

（目的）

第一條 この法律は、事業者團体の正当な活動の範囲を定め、且つその公正取引委員会に対する届出制を実施することを以て目的とする。

（定義）

第二條 この法律において事業者團体とは、事業者としての共通の利益を増進することを目的に含む二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、いかなる形能のものであるかを問わず、いかなる法令若しくは契約によつて設立されたものであるかを問わず、登記をする必要しないことを問わず、法人であるこないことを問わず、営利を目的とするこなしを問わず、その事業者の事業の規模の大小を問わず、且左に掲げる形態のものを含むものとする。

一 二以上の事業者が株主若しくは社員（社員に準ずるものも含む。）である会社、財團法人その他の社團。

二 二以上の事業者が理事若しくは代理人の任免、業務の執行又はそ

の存立を支配している財團法人その他の財團

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

2 この法律において事業者は、商業、工業、金融業その他の事業者若者及びこれらの者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者をいう。

3 この法律において構成事業者は、事業者團体の構成員である事業者をいい、第一項各号に掲げる事業者を含むものとする。

（届出義務）

第三條 事業者團体は、その成立の日から三十日以内に、又はその法律施行の日から三十日以内に、文書を以てその旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。この場合において届出の文書には左の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

1 團体の定款、寄附行為、規約又は契約の写

2 理事その他の役員又は代理人（前條第一項第三号に掲げる事業者團体や役員の定めのないものにあつては、組合員又は契約の当事者

さする。一の名義

三、團体が特別の地位の却てに基いて設立されたものである場合には、
その権利を主張した書類

2、事業者團体が解散し、又は新規会社に掲げる事項に権利を生じた
ときは、その解散又は轉換の日から三十日以内に、文書を以てその

旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

3、公正取引委員会に届け出なければならぬ事項について指針を定めることができる。

(許容活動)

四條 事業者團体は、左に掲げる活動に限り、これをを行うことができる。

一、統計 資料の自由意思による提供を受けること及び特定の事業者の事業に関する情報又は状態を明示することなくその資料乃至を総括して公刊すること。

二、構成事業者の事業の経営に役立ち目的のその属する事業分野における

技能及び能率を向上させるような技術、科学又は將來の市場に關する情報を公刊すること。

三、科学又は技術に関する調査及び研究を行い、その結果を構成事業者に対し公開的且つ無差別的な條件で利用させること並びに構成事業者の間に、公開的且つ無差別的に、研究又は技術若しくは科学に関する情報の白発的交換を促進すること。

四、適当な政府機關、工業標準調査会その他一般に認められた有力な商品標準化の機關又は研究機関に自由意思により協力することによつてのみ商品の品質の改善、規格の改良又は生産若しくは配分の能率の向上に寄與すること。

五、啟發若しくは宣傳をし、又は構成事業者の属する事業分野の利害に關係のある事項について当該團体の立場を明かにする決議を行ふこと。

- 六 構成事業者の全部又は一部より委任を受けた場合に、委任された
権限内において、労働組合と團体交渉を行うこと。
- 七 外國における通商のため必要がある場合において、商工会議所が
輸出品の原産地証明をすること。
- 八 構成事業者との他の者と各國の事業者との間の事業に関する紛争
を仲裁し又は解決すること。
- 九 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律
第五十四号)、以下私的独占禁止法といふ。一、第七十一条その他
規定による公正取引委員の職務の遂行に協力すること。
一、禁止行為。
- 第十條 事業者團体は、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。
一 原材料又は注文の割当その他の方針による生産若しくは配分の統
制をし又はその統制を試みること及び原材料、商品又は施設の割当
に関する原案若しくは計画を政府のために作成し又はこれを政府に
提出すること。
- 二 私的独占禁止法第四條第一項各号の一に該当する事項を内容とする
協定若しくは契約又は同法第六條第一項各号の一に該当する事項
を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし又はこれに参加するこ
と。
- 三 構成事業者相互の間、構成事業者これに物資、資金その他の經
済上の利益を供給する者若しくは顧客との間又は構成事業者との
競争者との間の取引を不当に拘束し若しくは拘束する虞があり又は
これらの者の間の対價を統制し若しくは統制する虞がある契約その
他の合意をし又はこれに参加すること。
- 四 将來の対價若しくは販賣條件又は顧客の分類に関する情報の流布
その他のいかなる方法を以てするかを問はず、対價を統制し若しくは
決定しその他対價に影響を與えるための行為をするこ
- 五 一定の事業分野における現在又は將來の事業者の数を制限し、又
はその制限を試みること。
- 六 種定の事業者を公認し若しくは推薦する表又は種定の事業者を排

斥するための表の配布、特定期の事業者の事業内容、経理若しくは信
用の状態を誤り傳える情報の流布その他の方法により、特定期の事業
者に利益又は不利益を與えること。

七 構成事業者に対し、その販賣、價格、取引條件、注文、在庫、生
産、工場設備能力、經理、事業活動又は事業上の便益に関する報告
の提出を強要し、又は構成事業者の許諾なくその事業内容について
助言し、監査し若しくは調査すること。

八 構成事業者の機能又は活動を制限し、又はその制限を試みること。
九 営業用の施設を所有し若しくは經營し、又は株式、社員の持分を
含む。以下同じ。一若しくは社債を所有すること。

十 自然科学に関する研究を実施するための施設を所有し、又は經營
する。但し公正取引委員会の認可を受けてこれを所有し又は經
営する場合はこの限りではない。

十一 特許権を所有し若しくは支配し、又は特許発明の実施の許諾若
しくは共同利用のために斡旋その他の便宜を供すること。

十二 構成事業者その他の者のために、融資をすること。

十三 購買、販賣、生産、製造、加工、包裝、荷扱、保管、輸送、配
分その他他の営業に從事すること。

十四 構成事業者その他の者のために、取引の代理人となり、又は取
引上の契約をすること。

十五 構成事業者その他の者のために、集金を行うこと。

十六 構成事業者その他の者の間の紛争を仲裁し若しくは解決し、又
はその仲裁若しくは解決を試みること。但し第四條第八号に掲げる
場合を除く。

十七 不當に、立派又は政府の政策に影響を與えること。

十八 注文者その他の者の依頼を受け、又はその他の方法により、公
私の注文の入札に参加し、これを規制し、又はこれに影響を與える
こと。

十九 各号に掲げるものの外前項各号に掲げる許容活動範囲を超
る行爲

2

事業者團体は、何等の名義を以てするかを問わず、前項の禁止又は制限を免れる行爲をしてはならない。

公正取引委員会は第一項第十号の要件の規定による認可の申請があつた場合において、当該團体が左の各号に掲げる要件を備えている場合にはそれを認可するものとする。

構成事業者の属する事業分野における給ての事業者の当該團体への加入が不当な條件により制限されず、且つその資力に應じて可能であるような公正無差別な條件で開放されていること。

一、当該團体の構成事業者が比較的小数の有力な事業者に限られてゐることがなく、又は議決権の行使、事業活動、当該施設の所有若しくは經營から生ずる諸利益が比較的小数の有力な事業者により支配されていないこと。

二、当該團体の構成事業者が当該施設の所有又は經營から生ずる諸利益を当該團体に対する出資若しくは寄附金の多寡又は事業規模の大小等にかかる利潤利用することができること。

3

過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）第十一條第二項に規定する決定指令又はその變更に基いて事業者團体が自然科学に関する研究を実施するための施設を所有し又は經營することとなる場合には第一項第十号の但書の規定による公正取引委員会の認可があつたものとする。この場合においては当該團体は遅滞なく文書を以てその旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

六、公正取引委員会は前二項の規定による認可の申請及び届出に關し必要な規則を定めることができる。

（適用除外團体）

六條 この規律の規定は、左に掲げる團体に対しては、これを適用しない。但し、第三条の規定はこの限りではない。

私的獨占禁止法第二十四條各号に掲げる要件を備え且つ左に掲げある特別の法律の規定に基いて設立された團体（同其の他の團体）

（産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）

（専賣法（明治三十八年法律第十一号）

八 漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）

二 信託組合法（昭和十六年法律第四十七号）

六 市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十五号）

八 畜糞業法（昭和二十年法律第五十七号）

ト 林業会社（昭和二十一年法律第三十五号）

子 商工協同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）

二 左に掲げる法律の規定に基いて設立された團体

イ 北海道士功組合法（明治三十五年法律第十二号）

ロ 森林法（明治四十年法律第四十三号）

ハ 水利組合法（明治四十一年法律第五十号）

ニ 耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）

ホ 馬匹組合法（大正四年法律第一号）

ヘ 健康保険法（大正十一年法律第七号）

ト 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）

チ 畜糞業組合法（昭和六年法律第二十四号）

リ 牧野法（昭和六年法律第三十七号）

メ 農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）

ル 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）

ワ 農業協同組合自治監査法（昭和十三年法律第十五号）

・ ワ 國民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）

カ 木船保険法（昭和十八年法律第三十九号）

コ 農業團体法（昭和十八年法律第四十六号）

タ 水産業團体法（昭和十九年法律第四十七号）

レ 農業博同組合法（昭和二十二年法律第一三二号）

ソ 農業灾害補償法（昭和二十二年法律第一八五号）

三 証券取引法（昭和二十二年法律第二十二号）の規定に基いて設立

された証券取引所、商品取引所法（明治二十六年法律第五号）の規定に基いて設立された商品取引所及び証券取引所又は商品取引所に附屬する決済機関並びに手形法（昭和七年法律第二十号）及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）の規定に依り指定されている手形

交換所。但し決済機關及び手形交換所については、決済及び手形交換を遂行するのに必要な範囲に限る。

四 閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一條の規定に基いて指定された團体。

五 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）附則第二項の規定に基いて指定されている團体。

六 臨時物資需給調整法に基く命令の指定により指定配給物資の出荷機関、集荷機関、荷受機関又は販賣業者として登録された團体。但し、この法律施行後六ヶ月を経たときはこの限りではない。

(適用除外行爲)

第七條 第五條の規定は、事業者團体が法令の規定で左に掲げるものの又はその法令の規定に基く命令によつて行う正当な行爲には、これを適用しない。

- 一 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第二十五條第一項（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六條において準用する場合を含む。）
- 二 道路運送法（昭和二十二年法律第二百九十一号）第二七三條及び第二十四修第一項（他の運送事業者又は小運送業者との連絡運輸、共同經營及び連絡に関する協定に関する部分に限る。）

- 三 煙草車賣法（明治三十七年法律第十四号）第二十條の二
雷氣測定法（明治三十三年法律第二十六号）第七條
- 四 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八條及び第二十八條
- 五 重要輸出品取締法（昭和十一年法律第二十六号）
- 六 輸出組織物取締法（昭和二年法律第二十七号）
- 七 輸出水産物取締法（昭和九年法律第三十六号）第一條

第九條 出毛織物取締法第一條（昭和十五年法律第二百九十五号）

第十条 ボツダム宣言の受託に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二条）

（排除措置）

第八條 第五條の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員会は、第九條に規定する手続に従い、事業者團体に対し、当該行爲の差止、資産の処分、当該團体の解散その他の該行爲の排除に必要な措置を命ぜることである。

（手続）

第九條 公正取引委員会の本部に於ける私的紛糾禁止（第百四十條から第百四十二条までの規定並びに違反事実の報告、その他の調査、審査、審決、等の取扱いを變更の許、検査結果に対する告発その他の事件処理の手続及び訴訟に関する同法第四十五條から第百二十四條までの規定、第十六條第二項の規定、第六十七條から第七十條までの規定、第七十三條から第八十三條までの規定、第八十八条の規定及びこれらの規定に基く命令は、

3 私的独立禁止法第六十五条第一項及び第六十六条第一項の該句の趣旨、前項に規定するにこれと同一とする。

(十一)

3
私的独占禁止法第六十五条第二項及び第六十六条第一項の規定に
前項の認可の由等、當初次に蒙承にこれを用ひる者。

(報告)

第十條　公正取引委員会は、この法律の施行を監視するため、事業者團
体に対し、必要な報告、信託をしくは資料の提出を求める。

(検察官)

第十一條　公正取引委員会の審査官たる者は、心も、法律の規定に違反す
る犯罪に関する職務を掌ることが出来ず。

(東京高等裁判所の管轄は)

東京高等裁判所に屬す。

公正取弓季歸今。家洪門也。又謂

前項に掲げて訴訟事件及び第九條に定めて準用する私的駐占禁止並
第六十二條第一項、第六十三條第一項（第六十八條第二項に准ずる）

用十本場合を含む。」及び第6十七條第一項に規定する事件は、同法第8十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体が取り扱うものとする。

(看護の処分)

第十三條 この法律施行の際事業者團體が既に所有する營業用の施設、自然科學に関する研究を実施するための施設、株式又は社債（昭和二十二年政令第二百三十八号及び第二百三十九号並びに昭和二十三年政令第四十三号の規定に基き划分すべきものを除く。）及び特許権はこの法律施行の日から九十日以内に、これを処分しなければならない。

2 新たに事業者團體が設立した場合は第六條 第五号若しくは第六号に掲げる團體がこの法律の適用を受けるにいたった場合においては前項の規定を準用し、一この法律の施行の日」とあるのは「設立した日」又は「この法律の適用を受けるにいたつた日」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合において事業者團體が既に所有し又は經營する自然科學に関する研究を実施するための施設の引き渡し又は新設の経営しようとする場合には、又書き以つてその旨を第一項の期間内に公正取引委員会に届け出て、その認可を受けなければならぬ。

4 第五條第三項の規定は、前項の届出があつた場合にこれを準用する。

5 第五條第四項の規定は、第一項から第三項までの場合にこれを準用する。

6 公正取引委員会は、特別の事情があると認めるとときは、申請により、第一項に規定する期限を延長することができる。この場合及び第三項の規定によると届出があつた場合において、由請又は届出をした日からその承認又は却下の日までの期間は、これを九十日の期間に算入しない。

7 事業者團體は第一項及び第二項の規定による処分をした日から三十日以内に、処分の内容を記載した報告書を、公正取引委員会に提出しなければならない。

8 公正取引委員会は、第三項及び前二項の規定による由請又は報告の

手続に關する事項について規則を定めることができない。

罰則

第十四條 この法律の規定違反があつた場合におけるその違反行為をした者に対する刑は左の各号に掲げるものとする。

一 第五條の規定に違反した場合には二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又はその両者。

二 第九條第一項において準用する私的独占禁止法第三十八条第三項又は第五十四條の審決が確定した後ににおいてこれに從わざかつた場合には二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又はその両者。

三 第三條の規定に違反し届出を怠り又は虚偽の届出をした場合には一年以下の懲役若しくは二万円以下の罰金又はその両者。

四 第十三條第一項、第二項又は第六項に規定する期間内に営業用の施設、科学に関する研究を実施する爲の施設、株式、社債若しくは特許権を処分せず又は同様第七項の規定による報告書を提出せず若しくは虚偽の報告書を提出した場合には一年以下の懲役若しくは五千円以下

の罰金又はその両者。

五 第十條の規定に違反し報告、情報若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した場合には五千円以下の罰金。

2 前項の違反があつた場合においてその違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず若しくはその違反行爲を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者團体の理事その他の役員又は管理人、その従業員若しくは監督員若しくは他の事業者の利益のためにする行爲を行ふものである場合にはその事業者を含む。)に対しても前項各本号の罰金刑を科する。

3 第一項の違反があつた場合には個人であるとないとにかかわらずその事業者團体に対しても第一項各本号の罰金刑を科する。

4 前項の規定により法人でない事業者團体を被罰する場合においてはその代表者又は管理人がその訴訟行為につきその事業者團体を代表する外法人を被告人とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

5 第二項の規定は同項に掲げる事業者團体の理事その他の役員、管理人又はその監成事業者が法人その他の團体である場合には当該團体の理事等その他の役員又は管理人に適用する。

6 私的独占禁止法第十九回條、第九十九條の規定は、第九條第一款において同法第四十條、第四十六條及び第六十六條第一項の規定を有する場合を除反にこれを準用する。

(附加制裁)

第十五條、裁判所は、充分な理由があると認めるときに、前條第一項各号に規定する刑の言渡し同時に、事業者團体の解散を宣告することができます。

2 前項の規定により、解散か宣告された場合には、他の法令の規定又は定めその他のためにかかるらず、事業者團体は、その宣告により解散する。

(告発)

第十六條 第十四條第一項各号の罪は、公正取引委員会の告発を待つて、

これを除する。私的独占禁止法第十九条第二項及び第四項の規定は、この場合の告発に、これを準用する。

2 公正取引委員会は、前項の告発をするに当たり、その告発に係る犯罪について、前條第一項の規定による解散の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を告発の文書に記載することができます。

(私的独占禁止法の不撓要)

第十七條 私的独占禁止法の規定及びその規定に基く公正取引委員会の権限は、この法律の規定によつて定められるものと解釈されねばならぬ。

(附則)

第十八條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

(違反する法令及び契約)

第十九條 この法律施行の際現に存する法令の規定、契約、定款又は寄附行為でこの法律の規定に違反するものは、この法律施行の日から、その効力を失う。